

質問第三七号

国鉄における欠員補充と腰痛病対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

近藤 忠孝

参議院議長 河野 謙三 殿

国鉄における欠員補充と腰痛病対策に関する質問主意書

過日、北陸本線の富山操車場駅および富山客車区を視察したが、その結果にもとづき特に欠員補充問題と腰痛病対策について質問する。

一 欠員補充について

富山操車場駅では、三月一日現在定員五〇〇名に対し現在員四九七名で三名の欠員があり、富山客車区では、定員六〇名に対し現在員五六名であり、現在員の内には女性一名、公傷者一名がおり、実作業面からいえば六名の欠員となる。

(一) その結果、労働基準法三九条に定めた年次有給休暇をはじめ公休、諸休暇が法、規程、協定どおり附与されていない。

(二) とくに特退者の退職時期と新期採用者の養成期間との関連で、定員不足が労働過重をもた

らしている現状にある。

- (三) さらに冬期間、冬期輸送確保のため必要な要員配置がきめられているが、結果的には配置されていない。

右欠員補充問題について具体的な対応策を回答されたい。

二 腰痛病対策について

富山客車区では、国労客車分会の調査で四五名中四〇名が過去または現在腰痛症であり、客車区全体の八九％に当る。

これは、客車(PC)の車輛点検整備のため一列車に一回蓄電池十二個(一個三八kg)を中腰で一人で取替作業をやるためであり、危険も伴い冬期間は所定の作業以外の取替作業も発生するから尚さらである。したがって早急に次の対策をとることが必要と思われる。

- (一) 重量物取扱いが原因となつている腰痛病者をただちに職業病と認定すること。

(二) 重量物取扱について、一回および一日の重量と取扱量の制限規準をつくり、単独作業を禁止し複数作業を定めるなどの対策をとること。

(三) 冬期間の特別対策を明らかにすること。

(四) 腰痛病治療、予防のため

(イ) 胸部からつり上げ、腰がのばせる設備をただちに作られない。

(ロ) 気泡浴槽による患部マッサージをする設備をただちに作られない。

(ハ) 腰痛病治療のための体操や医学の解説印刷物を全員にただちに無料配布をされたい。

去る昭和五十二年四月十四日、参議院予算委員会第四分科会で、私が国鉄職員の腰痛病認定についての質問のなかで、「国鉄当局に対し国としての監督、指導の責務を果すよう」求めたのに対し、労働省労働基準局長は、「十分国鉄当局とも連絡をとつてみたい」と答弁した。この点にても以上の施策を早急にするよう指導すべきあると思うがどうか。各項目について、具体的な

回答を求めるものである。